

法制審議会少年法（犯罪被害者関係）部会第2回会議

「少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るための法整備について」

平成19年12月21日

全国交通事故遺族の会

会員

国の定める運転適性を認めて免許を交付している以上、自動車運転過失致死傷罪への少年法適用は、本来、おかしいと考える者です。家庭裁判所における審判の傍聴、意見陳述、また、記録の閲覧に関する改正には賛成ですが、下記を前提として下さいますよう、お願い申し上げます。

1. 審判に当たっては、事前に必ず加害少年立会いの実況見分を行うこと。
2. 審判前に調査官による「調査」が行われる過程においては、「更生」「反省」の定義を明確にすること。「調査」の過程には上記1の加害少年立会いの実況見分を行うこととし、また、「反省」の心理過程についてモデルを作成して専門家によるフォローと記録を行うこと。この記録は審判前に被害者遺族の閲覧を可能とし、審判における意見陳述を許可すること。
3. 上記2の「反省」のモデル作成に当たっては、少年法による処分また刑事処分の決定過程および、当事者間の民事訴訟において加害者側が自らの利益を保護するためにとる行動等が、加害少年の心理に与える影響、特に「反省」におよぼす影響を、十分に考慮すること。加害少年が自らの非行事実について「反省」する機会を、刑事・民事における利益保護目的から弁護士等によって奪われることは、被害者も遺族も望まない。
4. 検察逆送の場合、必ず起訴強制の原則が守られて確実に正式公判となるよう、検察との連絡を確保すること。また、検察逆送決定後は、ただちに、すべての「調査」「審判」記録の被害者・遺族による閲覧・謄写を認めること。

以上